

# 大分県報

平成二十九年  
号外（二三）  
三月三十日

（木曜日）

## 目次

### 規則

大分県環境影響評価条例施行規則の一部改正……………一

### 〇規則

大分県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

### 大分県規則第六号

#### 大分県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

大分県環境影響評価条例施行規則（平成十一年大分県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三の項まで（二の項のホ及びヘを除く。）又は五の項から十の項」を「四の項まで（三の項のホ及びヘを除く。）又は六の項から十一の項」に、「同表の四の項」を「同表の五の項」に、「同表の三の項」を「同表の四の項」に、「同表の七の項」を「同表の八の項」に改める。

第三条中「五の項から十の項」を「同表の六の項から十一の項」に改める。

別表第一の一の項の第一種対象事業の要件の欄中「登坂車線、同条第七号の屈折車線及び同条第八号」を「付加追越車線、同条第七号の登坂車線、同条第八号の屈折車線及び同条第九号」に改め、同表の十の項中「別表第十号」を「別表第十一号」に改め、同項を同表の十一の項とし、同表の九の項を同表の十の項とし、同表の八の項中「別表第八号」を「別表第九号」に改め、同項を同表の九の項とし、同表の七の項中「別表第七号」を「別表第八号」に改め、同項を同表の八の項とし、同表の六の項中「別表第六号」を「別表第七号」に改め、同項を同表の七の項とし、同表の五の項中「別表第五号」を「別表第六号」に改め、同

項を同表の六の項とし、同表の四の項中「別表第四号」を「別表第五号」に改め、同項を同表の五の項とし、同表の三の項中「別表第三号」を「別表第四号」に改め、同項を同表の四の項とし、同表の二の項中「別表第二号」を「別表第三号」に改め、同項のホ中「同法」を「廃棄物処理法」に改め、同項を同表の三の項とし、同表の一の項の次に次のように加える。

二 条例別表第二号に掲げる事業の種類

イ 出力が二万二千五百キロワット以上である水力発電所の設置の工事の事業	出力が一万五千キロワット以上二万二千五百キロワット未満である水力発電所の設置の工事の事業
ロ 出力が二万二千五百キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業	出力が一万五千キロワット以上二万二千五百キロワット未満である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業
ハ 出力が十一万二千五百キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業	出力が七万五千キロワット以上十一万二千五百キロワット未満である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業
ニ 出力が十一万二千五百キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事の事業	出力が七万五千キロワット以上十一万二千五百キロワット未満である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事の事業
ホ 出力が七千五百キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業	出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業
ヘ 出力が七千五百キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業	出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業

ト 出力が七千五百キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業	出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満である風力発電所の設置の工事の事業
チ 出力が七千五百キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業	出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業
リ 太陽光発電所の設置の工事の事業（太陽光発電所の用に供される敷地の面積が二十ヘクタール以上であるもの（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第十一項に規定する工業地域及び同条第十二項に規定する工業専用地域に設置するものを除く。）に限る。）	太陽光発電所の設置を伴う太陽光発電所の変更の工事の事業（太陽光発電所の用に供される敷地の面積が二十ヘクタール以上増加するもの（都市計画法第九条第十一項に規定する工業地域及び同条第十二項に規定する工業専用地域に設置するものを除く。）に限る。）

別表第一の二の七の項中「別表第一の五の項から十の項」を「別表第一の六の項から十一の項」に改め、同項を同表の八の項とし、同表の六の項中「別表第一の四の項」を「別表第一の五の項」に改め、同項を同表の七の項とし、同表の五の項中「別表第一の三の項」を「別表第一の四の項」に改め、同項を同表の六の項とし、同表の四の項の事業の種類を欄中「別表第一の二の項のホ又はヘ」を「別表第一の三の項のホ又はヘ」に改め、同項の計画段階配慮事項の欄中「昭和四十六年政令第三百号」の下に「。以下「廃棄物処理法施行令」という。」を加え、同項を同表の五の項とし、同表の三の項中「別表第一の二の項のハ又は

ニ」を「別表第一の三の項のハ又はニ」に改め、同項を同表の四の項とし、同表の二の項中「別表第一の二の項のイ又はロ」を「別表第一の三の項のイ又はロ」に改め、同項を同表の三の項とし、同表の一の項の次に次のように加える。

二 別表第一の二の項に該当する対象事業	一 対象事業が実施されるべき区域の位置及び面積 二 対象事業に係る電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。）その他の設備に係る配置及び構造
---------------------	---

別表第二の七の項中「別表第一の九の項」を「別表第一の十の項」に改め、同項を同表の十二の項とし、同表の六の項中「別表第一の五の項から八の項まで又は十の項」を「別表第一の六の項から九の項まで又は十一の項」に改め、同項を同表の十一の項とし、同表の五の項中「別表第一の四の項」を「別表第一の五の項」に改め、同項を同表の十の項とし、同表の四の項中「別表第一の三の項」を「別表第一の四の項」に改め、同項を同表の九の項とし、同表の三の項の対象事業の区分の欄中「別表第一の二の項のホ又はヘ」を「別表第一の三の項のホ又はヘ」に改め、同項の事業の諸元の欄中「（昭和四十六年政令第三百号）」を削り、同項を同表の八の項とし、同表の二の項中「別表第一の二の項のイからニ」を「別表第一の三の項のイからニ」に改め、同項を同表の七の項とし、同表の一の項の次に次のように加える。

二 別表第一の二の項のイ又はロに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
ダム等の貯水区域（河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二条第二号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第一号の常時満水位）における貯水池の区域をいう。以下同じ。）の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の二十パーセント未満であること。	
堰の湛水区域（計画湛水位（堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によつてたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。）に	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の二十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。	



三 別表第一の二の 項のハ又はニに該 当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が 十パーセント以上増加しない こと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域か ら三百メートル以上離れた区 域が新たに対象事業実施区域 とならないこと。
四 別表第一の二の 項のホ又はヘに該 当する対象事業	原動力についての汽力、ガス タービン、内燃力又はこれら を組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、 冷却池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が十パーセン ト以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が十パー セント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが十パーセント以 上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水 中の別	
放水口の位置	放水口の位置が百メートル以 上移動しないこと。	
発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が 十パーセント以上増加しない こと。	
対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域か ら三百メートル以上離れた区 域が新たに対象事業実施区域 とならないこと。	

五 別表第一の二の 項のト又はチに該 当する対象事業	冷却塔の高さ	冷却塔の高さが十パーセント 以上減少しないこと。
	蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が百メー トル以上移動しないこと。
六 別表第一の二の 項のリ又はヌに該 当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセン ト以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域か ら三百メートル以上離れた区 域が新たに対象事業実施区域 とならないこと。
附則 (施行期日)	発電設備の位置	発電設備が百メートル以上移 動しないこと。
	対象事業の位置	新たに太陽光発電所の用に供 される敷地となる部分の面積 が変更前の当該敷地の面積の 十パーセント未満であり、か つ、五ヘクタール未満である こと。

1 この規則は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、別表第一の一の項及び二の項のホの改正規定、別表第一の二の四の項の計画段階配慮事項の欄の改正規定並びに別表第二の三の項の事業の諸元の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

（大分県環境影響評価条例の一部を改正する条例附則第二項の規則で定める変更等）

2 改正後の第四十五条の規定は、大分県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成二十九年大分県条例第十四号）附則第二項の規則で定める軽微な変更及び規則で定める変更について準用する。この場合において、同条第一項中「対象事業」とあるのは「事業」と、同条第二項第二号中「以外の変更」とあるのは、「以外の変更（当該変更により、別表第一の十一の項に該当する事業となるものを除く。）」と、「対象事業」とあるのは「事業」と、改正後の別表第三の二の項から五の項までの項中「該当する対象事業」とあるのは「該当する事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と、同表の六の項中「対象事業」とあるのは「事業」と読み替えるものとする。